

夜間金庫規定

1. (夜間金庫取引に係る契約の成立)

当金庫は、お客様から夜間金庫取引に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、当金庫がこれを承諾したときに、当該取引に係る契約が成立するものとします。

2. (利用目的)

この夜間金庫は、当金庫における本人名義の当座勘定、普通預金、その他の預金へ入金するため窓口営業時間外に利用してください。

3. (契約期間等)

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日の1か月前までに利用者または当金庫から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

4. (手数料)

(1) この夜間金庫の手数料は、別紙記載の料率により1年分を前払いするものとし、毎年4月の当金庫所定の日に、利用者の指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ手数料に充当します。なお、当初契約期間の手数料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算によって支払ってください。

(2) 手数料は、諸般の情勢により変更することがあります。変更後の手数料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。

(3) 契約期間中に解約があった場合は、契約日の属する月の翌月から期間満了日までの手数料を月割計算により返戻します。

5. (利用方法)

(1) この夜間金庫を利用するときは、現金のほか預金に受入れることのできる証券類（以下「証券類」という。）を、当金庫所定の入金票および通帳等とともに当金庫所定の入金袋（以下「入金袋」という。）に入れ、その入金袋を施錠のうえ夜間金庫に投入してください。（入金袋が複数ある場合は1袋（個）ずつ投入してください。）なお、入金票には氏名、口座番号、入金額、その他必要事項を記入してください。

(2) 入金袋を投入したのちは、夜間金庫の扉が閉じたことを確認のうえ、利用記録票を受取ってください。

6. (預金への受入処理)

(1) この夜間金庫に投入された入金袋内の現金・証券類は、次の窓口営業時間開始後、当金庫所定の手続により確認のうえ指定の預金口座に受入れますので、遅延なく受入金額を確認してください。

(2) 前項の取扱いにあたり、入金票に記載された金額が当金庫で確認した現金・証券類の金額と相違している場合には、預金への受入金額は当金庫で確認した金額によるものとします。この処理をしたうへは、当金庫はその責任を負いません。

7. (入金袋等の返却)

入金袋ならびに通帳等は当金庫の受入手続終了後返却しますので、窓口営業時間中に来店のう

え受け取ってください。

8. (鍵の保管等)

(1) 投入口鍵は本人が保管し、その鍵を使用して夜間金庫扉の開閉を行ってください。

(2) 入金袋の鍵正副2個のうち、正鍵は本人が、副鍵は当金庫が保管し、入金袋の開閉に使用します。

9. (鍵、入金袋の喪失、き損)

投入口鍵、入金袋および入金袋正鍵を失ったとき、またはき損したときは、直ちに書面によって当店に届出てください。なお、この場合、修理費、再製費、または鍵前等の取替えに要する費用を負担してください。

10. (損害の負担等)

この夜間金庫の利用にあたり、災害・事変その他の不可抗力による損害、投入口扉の不完全な閉扉、入金袋の不完全な施錠、その他当金庫の責めによらない事由により生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この夜間金庫について第1条に定める目的によらない利用が行われ損害が生じても、当金庫は責任を負いません。

11. (反社会的勢力との取引拒絶)

この貸金庫は、第12条第2項各号のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第12条第3項各号の一つでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。

12. (解約等)

(1) この契約は、本人または当金庫の都合によりいつでも一時中止または解約することができます。この場合には、投入口鍵を直ちに当店へ返してください。

(2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きを取ってください。第3条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。

① 利用者が手数料を支払わないとき

② 利用者について相続の開始があったとき

③ 利用者の責めに帰すべき事由または保管物の変質等により、当金庫もしくは第三者に損害を与えまたは与えるおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき

④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき

⑤ 利用者がこの規定に違反したとき

(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、利用者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの夜間金庫の利用を停止し、または利用者に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続きをしてください。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

① 利用者が夜間金庫利用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 利用者または代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

A. 暴力団

B. 暴力団員

- C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団
 - F. その他前各号に準ずる者
- ③ 利用者または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
- A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風評を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる者

1 3. (夜間金庫の修繕、移転等)

夜間金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、一時使用の中止を求めたときは直ちにこれに応じてください。

1 4. (譲渡・転貸等の禁止)

この夜間金庫の利用権は譲渡・転貸または質入れすることはできません。なお、投入口鍵についても同様とします。

1 5. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当金庫当座勘定規定、普通預金規定等の該当する預金規定より取扱います。

1 6. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める 1 か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以 上

令和 3 年 4 月 1 日現在

北群馬信用金庫